

自動車税における身体障害者等減免申請時の必要書類について

香 川 県

県では、身体障害者等手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方々が利用する自動車に対する自動車税を減免していますが、納税者の利便性向上のため、申請時に必要な書類のうち、運転免許証及び自動車検査証又は軽自動車届出済証について、原本の提示が難しい場合は、写しの提出を可とします。

※身体障害者等手帳については、従来どおり原本の提示が必要です。

1 見直しの内容（必要書類）

変 更 前	
本人運転	①減免申請書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）及び自立支援医療受給者 証（精神通院医療）
家族等運転	③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤生計同一証明願（常時介護証明願）※家族等運転の場合に必要 ⑥印鑑 ②、③、④の書類は原本が必要です。



変 更 後	
本人運転	①減免申請書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）及び自立支援医療受給者 証（精神通院医療）
家族等運転	③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤生計同一証明願（常時介護証明願）※家族等運転の場合に必要 ⑥印鑑 ②の書類は、原本が必要です。 ③、④の書類は写し可。※運転免許証は、両面の写しが必要です。

2 改正時期

令和3年1月1日以降に申請する自動車税から適用します。

3 問合せ先

○香川県県税事務所自動車税課（松島町）

〒760-0068 高松市松島町1-17-28 ☎087-806-0314

○香川県県税事務所自動車税課（鬼無町）（※自動車登録時の減免に関すること）

〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10 ☎087-881-3858